

生活支援

新型コロナウイルスの影響で困っている個人（フリーランス等）の方向け：主な支援制度一覧表（2020年4月20日現在）

注意

この一覧表は内容を簡略化しています。また、制度内容は日々更新されているので、詳細を問い合わせ先HPで確認し、その上で不明点があれば電話等で確認して下さい。

発行者：七田総合研究所株式会社

代表取締役 七田 亘（中小企業診断士・社会保険労務士）

資金繰り

売上減少したので融資を受けたい	信用保証（セーフティネット保証） （危機関連保証）	<ul style="list-style-type: none"> 【4号】100%保証（売上20%以上減） 【5号】80%保証（売上5%以上減） 【危機】100%保証（売上15%以上減） 	最寄りの信用保証協会
	無利子・無担保融資	コロナで売上5%以上減 融資限度額（国民事業）：6,000万円 （中小事業）：3億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
上記に該当しないが融資を受けたい	セーフティネット貸付	売上減少幅に関係なく 融資限度額（国民事業）：4,800万円 （中小事業）：7.2億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
コロナで売上が半減した	持続化給付金（※現金給付）	前年の総売上（事業収入） -（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） 上限：中小200万円、個人事業100万円	経済産業省 0570-783183
とにかく資金流出を防ぎたい	税金・社会保険料の猶予制度	納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予	最寄りの税務署・都道府県・市町村・年金事務所

休業補償

従業員を休業させた	雇用調整助成金 （コロナ特例 4/1～6/30）	休業手当等を助成 1人1日8,330円を上限 助成率：中小企業（4/5、解雇無の場合9/10） 大企業（2/3、解雇無の場合3/4）	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
子供がいる従業員を休ませた	学校等休業助成金 （労働者を休ませた事業者向け）	小学校等の臨時休業等で従業員を有給（年次有給休暇を除く）で休ませた場合 賃金助成額：1人1日8,330円を上限	
子供がいるフリーランスが休業した	学校等休業支援金 （フリーランス向け）	小学校等の臨時休業等で休業した場合 支援額：1日4,100円（定額）	

生活支援 個人の

コロナで休業・収入減少したため家計が維持できない	【貸付】緊急小口資金 （コロナ特例）	貸付上限：原則10万円（特例は20万円） 据置期間：1年以内、償還期限：2年以内	住んでいる市区町村の社会福祉協議会
コロナで失業・収入減少したため家計が維持できない	【貸付】総合支援資金 （コロナ特例）	貸付上限：単身・・・月15万円以内 2人以上・・・月20万円以内 据置期間：1年以内、償還期限：10年以内	（WEBで検索）
離職・廃業・休業等の収入減少で住居を失った・失うかもしれない	【給付】住居確保給付金	家賃実費支給（住んでいる地域・世帯人数によって上限が異なる） 支給期間：原則3か月	住んでいる市区町村

七田総合研究所株式会社HP



(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

生活支援
個人の

コロナで休業・収入減少
したため家計が維持できない

【貸付】緊急小口資金
(コロナ特例)

貸付上限：原則10万円(特例は20万円)
据置期間：1年以内、償還期限：2年以内

住んでいる
市区町村の
社会福祉協議会

コロナで失業・収入減少
したため家計が維持できない

【貸付】総合支援資金
(コロナ特例)

貸付上限：単身・・・月15万円以内
2人以上・・・月20万円以内
据置期間：1年以内、償還期限：10年以内

(WEBで検索)

離職・廃業・休業等の収入減少で
住居を失った・失うかもしれない

【給付】住居確保給付金

家賃実費支給(住んでいる地域・世帯人数に
よって上限が異なる)
支給期間：原則3か月

住んでいる
市区町村

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

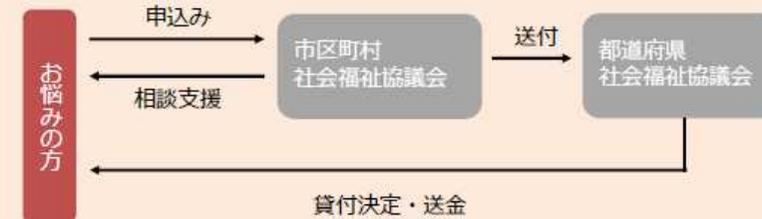
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



- 受付開始日
3月25日(水)
- 申込、受付
お住まいの市区町村社会福祉協議会

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

生活支援
個人の

コロナで休業・収入減少
したため家計が維持できない

【貸付】緊急小口資金
(コロナ特例)

貸付上限：原則10万円(特例は20万円)
据置期間：1年以内、償還期限：2年以内

住んでいる
市区町村の
社会福祉協議会

コロナで失業・収入減少
したため家計が維持できない

【貸付】総合支援資金
(コロナ特例)

貸付上限：単身・・・月15万円以内
2人以上・・・月20万円以内
据置期間：1年以内、償還期限：10年以内

(WEBで検索)

離職・廃業・休業等の収入減少で
住居を失った・失うかもしれない

【給付】住居確保給付金

家賃実費支給(住んでいる地域・世帯人数に
よって上限が異なる)
支給期間：原則3か月

住んでいる
市区町村

住居確保給付金について

目的

○ 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

➤ 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

ポイント

- ①一定程度、就労能力のある（就労経験のある）方に
- ②再就職に向け、原則3ヶ月という期間において集中して支援。

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。